

福岡県公報

令和 5 年 10 月 6 日
第 437 号

目 次

告 示 (第643号 - 第654号)

○都市公園の兼用工作物の管理について	(公園街路課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○電線共同溝整備道路の指定	(道路維持課) ……………	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○意見募集の結果の公示	(こども福祉課) ……………	6
○落札者等の公示	(建築都市総務課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	11

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………11
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………11
 - 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) ……………11
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………12
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………12
- 公安委員会**
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……………12
- 再 掲**
- 令和5年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施
(人事委員会事務局任用課) ……………14

告 示

福岡県告示第643号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の10第1項の規定による都市公園と道路との兼用工作物の管理に関する協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 都市公園の名称
筑後広域公園
- 2 兼用工作物の位置
みやま市道1127号ホコリ・中野線の一部
- 3 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
(1) 公園管理者 福岡県
福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 服部 誠太郎

- (2) 道路管理者 みやま市
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市長 松嶋 盛人

4 管理の内容

兼用工作物(道路の附属物に係るものに限る。)の新設、改築、維持及び修繕は、道路管理者が行う。

5 管理の期間

令和5年10月10日から道路の存続する日まで

福岡県告示第644号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道		筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字植木1429番11先から 糟屋郡新宮町大字植木1432番1先まで	29.5 ～ 67.1	180.0
			後	糟屋郡須恵町大字植木1429番11先から 糟屋郡新宮町大字植木1432番1先まで	26.3 ～ 53.5	180.0

福岡県告示第645号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 方 線	福 岡 方 線	前	糟屋郡久山町大字久原510番2先から 糟屋郡久山町大字久原4128番先まで	16.0 ～ 21.2	215.0
			後	糟屋郡久山町大字久原510番2先から 糟屋郡久山町大字久原4128番先まで	16.0 ～ 21.2	215.0
			後	糟屋郡久山町大字久原510番2先から 糟屋郡久山町大字久原4128番先まで	14.1 ～ 21.8	222.0

福岡県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
糸島市志摩野北字西野1497の142（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
糸島市志摩野北字西野1497の142（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第647号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白木谷	八女市立花町白木（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第648号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
殊正寺 - 3	八女市矢部村北矢部（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第649号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
殊正寺-3	八女市矢部村北矢部（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第650号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木赤谷字西1190
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西1190（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第651号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市日向石字首測1506の12、1506の17、1506の19
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第652号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

みやま市高田町上楠田字道徳201から203まで、206、207、168・169の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道徳168・169の1・202・203（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ

その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方線	前	直方市大字下新入2503番先から直方市大字下新入1795番5先まで	7.7 ～ 17.7	647.0
			後	直方市大字下新入2503番先から直方市大字下新入1795番5先まで	14.8 ～ 34.0	647.0

福岡県告示第654号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	区間
那珂	県道	板付牛頸線 筑紫野	春日市須玖北九丁目120番先から春日市須玖北六丁目98番先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市荻浦三丁目532番5及び532番9から532番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神二丁目14番2号

株式会社セゾンリアルティ福岡支店

支店長 土田 陽市

公告

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部改正案について、令和5年6月9日から令和5年7月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、令和5年10月6日に公布しました。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部こども福祉課こども福祉係

電話：092-643-3256

メールアドレス：kodomofukushi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

福岡武道館新築工事

2 工事場所

福岡市博多区東公園

3 工事概要

建築一式工事（武道館（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上4階地下1階建て、延床面積13,593.60㎡）の新築工事）

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

5 落札者を決定した日

令和5年7月26日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

戸田・溝江・起産特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

戸田建設株式会社九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区天神二丁目13番7号

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

6,715,515,400円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和5年5月9日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フタバ図書TSUTAYA GIGA春日店

(2) 所在地 春日市昇町八丁目1番3

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 環境課 生活環境担当

当該店舗は都市計画法上の第二種住居地域及び第一種中高層住居専用地域の用途地域に位置し、住居が隣接して建っている状況にあります。

今回の店舗の用途変更に伴い、店舗に係る自動車走行騒音やそれ以外の騒音等について周辺住民への生活環境に十分配慮を行うようお願いします。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

(2) 環境課 ごみ減量担当

延べ床面積が1,000㎡以上で年間の可燃ごみの排出量が12tを超える場合は、春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第4条に規定する多量排出事業者該当します。

該当した場合は、廃棄物の減量計画書提出等の義務が生じます。

(3) 都市計画課 計画担当

特にありません。

(4) 道路管理課 道路管理担当

特にありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス七重店
- (2) 所在地 中間市七重町1907番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出があった(仮称)ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店に係る大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項について、以下の通り意見を提出いたします。

(騒音及び振動について)

騒音及び振動の基準値を順守すること。順守にあたっては、防音及び防振の対策を実施すること。特に、規制基準超過の対策については、万全を期すこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 中間コンプレックス
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目4番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンなかま店
- (2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 中間コンプレックス
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目4番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字竹原1677番1外1筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出があった(仮称)ウエルシアプラス朝倉甘木駅前店に係る大規模小売店舗の名称に関する事項等について、特段の問題はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンなかま店

(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 糸島市神在西一丁目1389番1外18筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・届出のあった件につきまして、意見がない旨報告いたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 善導寺ショッピングセンター
(2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の 4
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー古賀店
(2) 所在地 古賀市中央四丁目 1 - 1
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター
(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番 1 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 サニー那珂川店
(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 米城ビルディング・千歳プラザ東館
 - (2) 所在地 久留米市天神町一丁目1番地1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
 - (2) 所在地 宗像市自由ヶ丘三丁目12番4
 - 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし
-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ホームプラザナフコ飯塚南店資材館
 - (2) 所在地 飯塚市椿127番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
代表取締役の名称変更に対し、市から意見はありません。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業3・3・1-25号那珂川宇美線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松字鯉籠13番6、14番3、14番10、15番1、15番5、1051番3及び1051番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原文字文久2054番1、2055番1、2058番1、2058番2、2114番3、2114番5、2114番7、2114番10、2114番19から2114番30まで及びこれらの区域内の道路・水路等である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字西谷202番地1
宮田運送株式会社

代表取締役 宮田 将輝

公安委員会

福岡県公安委員会告示第241号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年10月6日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年12月12日（火）から同年12月20日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

令和5年12月15日（金）から同年12月20日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
--------------------------------	---	-------------------------------------

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年11月13日（月）及び同年11月14日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和5年10月2日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸 雄

1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

採用職種 (区分)	採用 予定数	職 務 内 容	採用時勤務予定場所
獣医師	7 名	獣医師業務	保健福祉環境事務所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等
船員（航海）	1 名	船舶の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、水産海洋技術センター
職業指導員	空調設備科	建築設備の施工並びに冷凍、冷却及び空気調和設備の施工及び調整に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校
	メカトロニクス科	機械・電気保全、制御機器組立て、シーケンス制御、汎用工作機械、NC 工作機械による切削加工、機械設計・製図等に関する職業訓練指導	
	溶接科	金属の接合及び加工等の金属加工（溶接ロボット等）に関する職業訓練指導	
	建築科	木造建築物における建築工学、建築設計、施工法及び建築材料等に関する職業訓練指導	
	介護サービス科	「介護福祉士」国家試験の受験を見据えた「実務者研修」、並びに介護職の現場で必要とされる実践的能力に関する職業訓練指導	

（注 1）採用予定数は変更になる場合があります。

（注 2）採用後、勤務場所の変更が行われることがあります。

（注 3）職業指導員は、採用後、訓練科の変更が行われることがあります。

2 受験資格

採用職種 (区分)	受 験 資 格		
獣医師	獣医師免許を有する者又は令和 6 年 5 月までに免許を取得する見込みの者	①昭和 59 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた者であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和 6 年 3 月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者
船員（航海）	五級海技士（航海）以上の免許を有する者又は令和 6 年 6 月までに免許を取得する見込みの者	昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者	日本国籍を有する者

職業指導員	空調設備科	職業能力開発促進法第 28 条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 （空調設備科は冷凍空調機器科の職業訓練指導員免許 メカトロニクス科はメカトロニクス科と機械科両方の職業訓練指導員免許 溶接科は溶接科の職業訓練指導員免許 建築科は建築科の職業訓練指導員免許）	昭和 38 年 4 月 2 日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者
	メカトロニクス科			
	溶接科			
	建築科			
	介護サービス科			

（注）この試験を受験できない者

(1) 地方公務員法第 16 条に該当する者

(2) 職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

3 試験の期日、場所等

	試験職種	試験種目	試験の期日	試験の場所
第 1 次試験	獣医師 職業指導員	専門試験 論文試験	令和 5 年 11 月 12 日 (日)	【福岡会場】 福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町 13-50) 【東京会場】 全国町村会館 (東京都千代田区永田町 1-11-35)
	船員	教養試験		
第 2 次試験	船員	作文試験 人物試験 受験資格等の調査	令和 5 年 12 月上旬	福岡市内
	獣医師	人物試験 受験資格等の調査		福岡県内
	職業指導員	実技試験 人物試験 受験資格等の調査		

4 合格者の発表

時 期	発 表 方 法

第 1 次合格者発表	令和 5 年 11 月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に郵便で通知します。
最終合格者発表	令和 5 年 12 月下旬	

(注) 合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合もありますので、掲示場所等で確認してください。

5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和 6 年 4 月 1 日以降の予定です。

6 受験手続

(1) 受付期間

令和 5 年 10 月 10 日 (火) から同年 10 月 20 日 (金) まで

(申込書持参の場合、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜、日曜を除く。)

なお、郵送の場合は、10 月 20 日 (金) までの消印のあるものを受け付けます。

【インターネットでの受付期間は、10 月 10 日 (火) ~ 10 月 17 日 (火)】

(2) 申込方法

「福岡県職員採用選考試験 (後期) 申込書」に必要事項を記入し、福岡県人事委員会事務局に持参するか、郵送してください。

なお、郵便で申し込む場合は、申込書を封筒に入れて、封筒の表に「選考受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送ってください。前記によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。

なお、締切間近の申込書の郵送は速達をお願いします。

インターネットでも申込ができます。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>)

7 申込書の配布場所

ア 福岡県庁内

- ・ 人事委員会事務局任用課
- ・ 県庁 1 階総合案内・県民情報センター

イ 出先機関等

- ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
- ・ アクロス福岡 2 階文化観光情報ひろば
- ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

なお、福岡県のホームページから申込書の様式をダウンロードすることもできます。

8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール saiyo@pref.fukuoka.lg.jp